

青少年保護ワーキンググループにおける 検討の進め方について(案)

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ(第1回)

令和 7 年 1 1 月

【発信リスク】

- ・ ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。

【有害広告】

- ・ インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(検討の視点)

- ・ 法第2条第4項における「青少年有害情報」（犯罪、触法行為、自殺、性、殺人等）について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか。
- ・ リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を法の射程と捉えるべきか。
- ・ アダルト広告の発信に関して、日本電子書店連合（JEB A）が、性的表現を含む広告の全年齢向けWebサイトへの出稿を停止する等、業界における自主規制の動きも出ているところ、こうした取組を更に進めるため、例えば、主要な広告主であるゲーム業界等の主要企業による現状認識と取組を確認した上で自主規制を要請する、何らかの対策を取っている企業にインセンティブを与える等、企業の自主規制を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

【民間による年齢制限】

- ・ コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。

【年齢確認】

- ・ 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。

(検討の視点)

- ・ 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法的整備を行うことについてどのように考えるか。
- ・ 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。

【フィルタリング以外の保護策】

- ・ 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。

【フィルタリングの改善】

- ・ 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。

(検討の視点)

- ・ リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を法の射程と捉えるべきか。
- ・ 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- ・ 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。

- ・ 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

(検討の視点)

- ・ 青少年の年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスについての知見を集めて事業者や保護者に提供する等の取組についてどう考えるか。その主体についてはどう考えるか。
- ・ 広報及び啓発活動の強化や、相談体制の充実に向けて、各府省庁が既に行っている取組を相互に連携させていくことについてどう考えるか。この際、青少年の意見を踏まえつつ、青少年や保護者に対してより効果的な形で取組を進めていくことについてどう考えるか。
- ・ 各種団体が行っている広報及び啓発活動について、国等が把握しているエビデンスが反映されるような情報提供の在り方についてどう考えるか。

